

出生届

令和 年 月 日 届出

長 順

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号	長 印
送付 令和 年 月 日	
第 号	
告知調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附 票	住民票
通知	

(1) 生 子 (フリガナ) 子の氏名	氏 名	父母との続柄	☐ 嫡出子 ☐ 男 ☐ 嫡出でない子 ☐ 女
(2) ま れ た とき	令和 年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
(3) た 子	生まれたところ	番地 番 号	
(4) 住 所	(住民登録をするところ)	世帯主の氏名	世帯主との続柄
(5) 生 父 母 の 氏 名	父 生 年 月 日 (子の生まれたときの年齢)	母 生 年 月 日 (満 歳)	
(6) ま れ た 本 籍	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番	筆頭者の氏名
(7) 子 の 父 と 母	同居を始めたとき 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)	
(8) お も な 仕 事 と	父の職業	母の職業	
(9) 父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
そ の 他	☐ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長		
届 出 人	住 所 (4)と同じ	本 籍 (6)と同じ	番地 番 筆頭者 (6)と同じの氏名
署 名	(※押印は任意)	印	年 月 日生

母子手帳を持参してください。

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 文字は、つづけないで正確にかいてください。
- □には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
- 子の名は、常用漢字、人名用漢字、かなかな、ひらがなでかいてください。
- 「よみかた」は、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。
- 「嫡出子」とは、父母が婚姻中の子で、「嫡出でない子」とは、父母が婚姻していない子のことです。

届出期間

子が生まれた日からかぞえて14日以内にしてください。

届出地

子の本籍地、届出人の所在地(住民登録地をふくむ)又は生まれたところのいずれかの役場に出してください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名をかいてください。

届書の通数

届書は1通でさしつかえありません。

ご持参いただくもの

- 届出人の印鑑(※押印は任意)
 - 母子健康手帳
 - 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- 子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、子の父母です。届出人が署名したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

連絡先

電 話 () 番
自宅、勤務先、呼出 (方)



わかやまし
めでたいとどけ
medetai todoke

出生証明書

記入の注意

子の氏名	男 女 の 別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 午後 時 分
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他
出生したところ	(生まれたところ)の種別 1~3	施設 番地 番 号
(11) 体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル
(12) 単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	
(13) 母 の 氏 名	妊娠 週 数	満 週 日
(14) この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎
1 医 師	令和 年 月 日	
2 助 産 師	(住所) 番地 番 号	
3 そ の 他	(氏名)	

夜の12時は、「午前0時」、昼の12時は、「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が医師は医師・助産師とともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

※出生届の手續について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。

出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくれず、不利益を被るおそれがあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

Q 無戸籍 法務省